

副 本

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

第 1 1 準 備 書 面

平成21年2月27日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	谷	田	容	一	
同	白	井	裕	己	
同	船	田	錄	平	
同	平	野	浩	視	
被告指定代理人	田	辺	悦	夫	
同	大	島		徹	
同	露	木		孝	

同

安 藤 武



同

森 戸 英



同

平 山 浩



同

宇 賀 神



同

宮 本 和



同

関 口 昭



同

岡 野 英



栃木県が利水面で思川開発事業に参画する必要性に関しては、被告第7準備書面において本県の水資源行政の考え方を詳述したところであり、原告ら準備書面20に対し、改めて反論する必要はないと考えるところであるが、現在手続き中の事業実施計画の変更（以下、便宜「本件変更」という。）により、栃木県の参画水量が25%も減少しているとし、いとも簡単に参画水量が大きく変わら参画計画が杜撰であるとの主張について、被告は次のとおり補足して説明する。

1 思川開発事業は周知のとおり、独立行政法人水資源機構が事業主体となり、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）に基づき実施している事業である。

機構法第13条第1項によれば、「機構は、・・・水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣

の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されており、本件変更は、平成20年7月に利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画が閣議決定されたことに伴うものである。

2 本件変更は、現在も手続き中であり、今後、関係都県知事協議(機構法第13条第1項)、及び国の関係行政機関協議(機構法第13条第2項)を経たのち主務大臣(国土交通大臣)から認可される見込みであり、現時点ではあくまで変更予定にすぎないが、その内容は、①工期の5年間の延伸、②栃木県の水道用水を減じて、新規に鹿沼市が水道用水として最大毎秒0.200立方メートルの参画、③既得用水の補給等流水の正常な機能の維持に大芦川を追加、の3点の予定である。

そして、上記変更内容の②及び③は東大芦川ダム建設中止に伴うものなのである。東大芦川ダムは、(a) 洪水調節、(b) 鹿沼市水道用水の確保、(c) 大芦川の既得取水の安定化、河川環境の保全等(流水の正常な機能の維持)、を目的として、栃木県が鹿沼市の大芦川支川の一級河川東大芦川に建設を計画した多目的ダムであったが、平成15年9月に建設中止が決定された。この決定に伴い、栃木県と鹿沼市との間で「東大芦川ダム建設事業の中止に伴う対応に係る合意書」(乙80。以下「合意書」という。)を締結したが、この合意書には、鹿沼市水道(b)及び大芦川不特定用水(流水の正常な機能の維持)(c)は思川開発事業で確保している県の水道用水から一部を振り替えることにより対応する旨の内容が含まれている。

3 ところで、原告らが主張する本県の参画水量の減少については、合意書に基づく対応により減少することとなり、上記②、③により事業実施計画の変更が予定されているものである。

②については、既に鹿沼市長が栃木県知事に対して思川開発事業に水道用水として最大毎秒0.200立方メートルで参画することを表明(乙81。「大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事の中止に伴う思川開発事業への参画に

ついて」平成18年6月8日付け)をしており、さらに厚生労働省からも水道事業の変更認可を取得しているところである。

のことから県は、鹿沼市が将来の水需要や地下水汚染等のリスクを総合的に考慮して、行政上の判断により思川開発事業に参画したものであると理解している。

これに関し、原告らは準備書面20において、甲C第68号証における鹿沼市長の市議会での答弁を引用し、鹿沼市が思川開発事業からの取水の必要性を完全に否定し、その水源を使用する予定がないかのように主張するが、同書証によれば市長は次のようにも答弁している。

「水のことですから、どうしてもなくなれば表流水ということを否定するわけにはいかない。」「南摩ダムにつきましても、水利権を持つということについては、これは私も了解をいたしているところであります。」

のことから、鹿沼市長が表流水を完全に否定しているわけではなく、原告らが主張する南摩ダムの水源を使用する予定がないといった主張は失当である。

③については、東大芦川ダムの中止に伴い、地元から要望があった大芦川沿川の既得用水の確保等流水の正常な機能の維持のために、大芦川の河川管理者である県の河川行政上の施策として、国及び水資源機構に対して不特定用水の確保を要望してきたところである。

原告らは、今回の変更計画により栃木県の水量が25%減少し、その水量が消えてしまったかの如く主張しているが、原告らが提出した甲C第64号証9丁(7頁である旨の表示があるもの)からしても、上記のとおり都市用水から流水の正常な機能の維持に振り替えられているのは明らかであり、原告らはこれを看過ないし無視した主張をしているものといわざるを得ない。

4 原告は、関係市町の1日最大給水量が減少傾向または横ばい傾向になっており、各上水道の現在保有水源のままで足りることからのみ新規水源が不要と主張しているが、被告第7準備書面で主張しているとおり、県南地域では全国平

均と比べ極めて高い地下水依存率となっている。水源の大部分を地下水に依存している県南地域においては、近年、地下水汚染や異常気象時の地下水位の低下などが懸念されている状況を考慮し、表流水への転換を進めることによって、リスクの分散により危機管理体制の強化を図るべく、思川開発事業により表流水を確保することは重要である。

重要なライフラインである上水道については、単に需要の多寡だけで判断することはできないのである。

5 また、本件原告が宇都宮市に対して提訴した公金支出差止等住民訴訟事件では、ダム事業に参画するか否かは、短期的な経済変動や水需要動向等のみによって判断されるべきではなく、長期的な視点に立って判断されるべきであり、その際、水需給は、社会、経済の動向や自然環境の変化によって複雑に変動するから、長期間においては、当初、想定していなかった需要の増加や水資源の不足が起こることもあり得るから、ある程度の余裕をもって水資源確保を行うことも許される、との司法判断も下されているところである（宇都宮地方裁判所平成16年（行ウ）第15号・平成21年1月28日判決）。

6 以上のとおりであるが、いずれにせよ、原告らの主張は、県が行う水資源行政上の行為ないし判断について縷々異を唱えているものであり、それ自体地方公共団体の財務会計行為には該当せず、また、財務会計行為の違法を根拠づけるものでもない。

いかなる施策が現在及び将来の住民の利益につながるかというような事柄は、地方自治の本旨、住民自治及び団体自治の理念に照らし、地方自治法が定める選挙制度等を通じて民主的に統制されるべきものなのである。